

表現の自由とプライバシーの保護を問い直す

著者名(日)	荒牧, 重人/土屋, 清
雑誌名	山梨学院ロー・ジャーナル
巻	1
ページ	177-227
発行年	2005-10-20
URL	http://id.nii.ac.jp/1188/00000146/

シンポジウム記録

表現の自由とプライバシーの保護を問い直す

本稿は、山梨学院大学法科大学院と日本ペンクラブの共催で2004年6月30日に開催したシンポジウム「表現の自由とプライバシーの保護を問い直す」の記録である。

表現の自由とプライバシーの保護をめぐる相克は、古くて新しい問題である。近年でも、個人情報保護法の成立、あるいは柳美里『石に泳ぐ魚』事件や週刊文春発売差止事件など、この問題に多くの課題を投げかけている。今回は、作家、研究者、弁護士等によるシンポジウムを通じて、文学表現、報道の自由等表現の自由とプライバシーの保護をめぐる諸問題を問い直し、今日的な課題を探った。(文責：荒牧重人 土屋清)

◎シンポジスト

関川夏央(せきかわ なつお)さん

1949年新潟県生まれ。作家・評論家。上智大学外国語学部中退。日本ペンクラブ理事・人権委員長。日本近代文芸思想、東アジア比較文化。主著に『海峡を越えたホームラン』(第7回講談社ノンフィクション賞)。『坊っちゃんの時代』(第2回手塚治虫文化賞、アンティリオ・ミケルツツィ賞=イタリア)、『昭和が明るかった頃』(講談社エッセイ賞)。『二葉亭四迷の明治四十一年』などの業績に対して第4回司馬遼太郎賞。

小嵐九八郎（こあらし くはちろう）さん

1944年秋田県生まれ。作家・歌人。日本ペンクラブ人権委員・言論表現委員。早稲田大学卒業後、さまざまな経験を経て、現在に至る。小説『刑務所ものがたり』『風に葬え』『癒しがたき』他。歌集『叙事がらりや小唄』『おわりとね』。近著に『蜂起には至らず』、『妻をみなおす』。最新刊は『ふぶけども』。

新海 均（しんかい ひとし）（俳号あぐり）さん

1952年長野県生まれ。早稲田大学文学部社会学科卒。編集者・俳人。日本ペンクラブ人権委員。1975年より、光文社カップ・ブックス編集部を経て、月刊宝石に22年関わる。現在、再びカップ・ブックス編集部に在籍。01年句集『悲しみの庭』（朝日新聞社）。

久間十義（ひさま じゅうぎ）さん

1953年北海道生まれ。作家。早稲田大学文学部卒。日本ペンクラブ人権委員・言論表現委員。87年に『マネーゲーム』（第24回文藝賞佳作賞）でデビュー。主著に『世紀末鯨鯢紀』（1990年、三島由紀夫賞）、『海で三番目につよいもの』、『ダブル・フェイス』、『刑事たちの夏』など。現実の事件をベース・素材にし、それを小説にするという手法をとっている。

吉永みち子（よしなが みちこ）さん

1950年埼玉県生まれ。ノンフィクション作家。東京外国語大学インドネシア科卒。日本ペンクラブ人権副委員長。「勝馬新聞社」「日刊ゲンダイ」で競馬記者。退社後、5年の専業主婦を経て仕事に復帰。1983年JRA 機関誌「優駿」の優駿エッセイ賞。1985年『気がつけば騎手の女房』で大宅壮一ノンフィクション賞受賞。主な著書に『旅路の果ての名馬たち』『子供を蝕む家族病』『母と娘の40年戦争』『性同一性障害』など。テレビ朝日系「スーパーモーニング」月曜担当。

吉岡 忍（よしおか しのぶ）さん

1948年長野県生まれ。ノンフィクション作家。日本ペンクラブ理事・平和委員会副委員長。早稲田大在学中から執筆活動を開始。教育、テクノロジーの現場、アメリカや東南アジアなどの外国取材にもとづく作品を発表。著書に『墜落の夏』（講談社ノンフィクション賞）、『「事件」を見にゆく』、『新聞で見た町』、『月のナイフ』（小説）、集大成というべき『M/世界の、憂鬱な先端』など。

戸波江二（となみ こうじ）さん

1947年生まれ。東京大学大学院修了。早稲田大学大学院法務研究科教授。アウグスブルグ大学客員教授。憲法学。前司法試験考査委員。主な著書・共著に、『憲法〔新版〕』（ぎょうせい）、『人権』（有斐閣）、『統治機構』（有斐閣）、『ドイツの憲法判例』（法学書院）、『新憲法学習のとびら』（日本書籍）、『ゼミナール憲法裁判』（日本評論社）など多数。

小野寺 規夫（おのでら のりお）さん

山梨学院大学法科大学院研究科長・教授。北海道出身。東北大学法学部卒。司法試験考査委員。元東京高等裁判所民事部総括判事。分野：裁判法、国際司法

梓澤 和幸（あずさわ かずゆき）さん

山梨学院大学法科大学院教授・弁護士。東京都出身。一橋大学法学部卒。国際法曹協会人権協会評議員。日弁連国際人権委員会副委員長。分野：刑事裁判実務、メディア法

辻 千晶（つじ ちあき）さん

山梨学院大学法科大学院教授・弁護士。東京都出身。東京大学法学部卒。ドイツ外国法事務弁護士。社団法人日独法律家協会会員。分野：民法、民事裁判実務

◎司会者

五十嵐二葉（いがらし ふたば）さん

山梨学院大学法科大学院教授・弁護士。分野：刑事訴訟法。マスコミ学会会員。著書に『犯罪報道』『差別表現を考える』、論文に「国民の権利と言論の自由確保を」「被害者・市民・社会と犯罪情報を知る権利」「表現の自由の枠組み再考—迫られる具体化、問われる原則」「国民の権利と言論の自由確保を」「犯罪報道が読者・視聴者に与える被疑者=犯人視効果」「犯罪報道の原罪」「情報公開法要綱案のここが問題」「捜査報道-つぐられ方つかわれ方（新聞は衰退したか）」など

荒牧 重人（あらかき しげと）さん

山梨学院大学法科大学院教授。分野：憲法、教育法。主な共著に『戦後政治と日本国憲法』、『解説 国際人権規約』、『国際社会から見た日本の社会権』など

第 1 部

【シンポジウム第 1 部の流れと全体像】

○司会（五十嵐）：最初に、パネリストの方々に、5分から7分ほどでお話しいただきます。まず、吉永みち子さんから、今日のシンポジウム第1部の流れと全体像についてお話しいただきます。

○吉永：第1部のパネリストの全員は、様々な形で「ものを書く」ということに関わって生活しています。だから、私たちは、表現者として、絶対的な自由が欲しいわけです。しかしながら、私たちは、もう一方で、日本ペンクラブの人権委員会に所属しています。そこで、まさに相克が生じるわけです。「表現の自由とプライバシー」という非常に苦難に満ちた問題が、私たちの中に常に現れてきます。このシンポジウムの第1部は私たちが、第2部は法律家の方々が行います。これは、「異種格闘技」みたいなものです。それほどに、私たちと法律家の方々とでは用いられる言葉もフィールドも違ってきます。シンポジウムを2部に分けたのは、そうした混乱を避けるためでもあります。

ずっと長い間、文学表現は聖域でした。表現の自由が非常に大事にされていたために、こちらが優位にありました。しかし、様々な状況の変化によって、それとぶつかり合う問題がでてきた。まず、この問題について、解説いたします。

表現の自由とプライバシーの問題がぶつかった最初の事件は、三島由紀夫の『宴のあと』がプライバシーの侵害に問われた事件⁽¹⁾でした。そこで初めて、プライバシーという言葉が出てきたのだと思います。それまでは、作品と読者の関係によってか、文学的に昇華されていたことによってか、あるいは他のいろんな情報がなかったことによってか、そういう形で、両者はうまく共存してきたのだと思います。それらがこの事件で初めて衝突して、そのために、プライバシーという言葉が出てきたのだと思います。

次に、柳美里さんの『石に泳ぐ魚』です。この作品も、法律問題として争われ⁽²⁾ました。私は、このときに初めて、次のように尋ねられました。すなわち、

「あなたは表現の自由派ですか、それとも人権派ですか」という表現によって、態度決定を迫られたのです。

そして現在、法律的に注目されているのが車谷長吉さんの問題⁽³⁾です。これはあとで詳しく出てきます。このように、個々の表現の自由とプライバシーとがぶつかると、最終的には、私たちの文学の言葉ではなくて、法律の言葉によってある決着がつけられる。そのことによって、少しずつバランスが動いてきているのではないかと、近頃は感じています。

最近では、名誉毀損に対する損害賠償が非常に高額だということで、雑誌『噂の真相』が潰れてしまうなどのことが起きる。ましてや公的な人物の名誉毀損の場合にはたいへん厳しくなり、高額化によって少しずつ軸が動いてきているという感もあります。つい最近、建築家の作品にとっても高額なお金を費やしたところあまり評判がよくないと書いた『週刊文春』のある記事に対して、名誉毀損600万円の損害賠償と謝罪広告を求める判決が確定しました⁽⁵⁾。謝罪広告を求めるということは、また一步、動いたといえます。訂正ではなくて謝罪です。謝れというわけですから、これは内心の問題に法や国家が踏み込んでくるという可能性も考えられます。

いずれにしても、表現の自由とプライバシーのぎりぎりの闘いというものの境界線が明確ではなくて、今は表現の自由を求める側が苦しい闘いを強いられているように思うのです。日本の私小説には、必ずモデルがいます。描かれた人間の中には、活字になると精神的な苦痛を感じる方々も出てきます。訴えた人の精神的な苦痛に想像力を合わせますと、どんどんプライバシー侵害や名誉毀損の範囲が広がっていくように思います。では、いったいどこにラインを引いたらいいのか。批判とか悪口の度合いとか、親族を超えた場合はどうかとか、あるいは恨みが文学のモチベーションになるということはあるのか。私小説というのはだいたい本当のことだと思って読みますから、今度は逆に事実でないことを書いても、そのことで真実らしく錯覚させるということが許されるのだろうか。亡くなった方にプライバシーがあるのだろうか。歴史小説な

どは死んでしまっているから本人は訴えることができないが、遺族が訴えることは可能なのだろうか。あるいは、表現の自由は無条件に断固確保されるべきものなのだろうか、条件が必要だとすればそれは何なのだろうか。日本における私小説という文学形態のこれからはどうなっていくのだろうか。様々な今後の課題が横たわっています。こういったことに思いを馳せながら、これから先の第1部を聴いていただければありがたいと思います。

【取り上げられる事件の概略】

○司会：ありがとうございました。ご紹介のとおり、第1部は、表現の自由とプライバシーの相克について、いくつかの事件を取り上げて話し合いをいたします。三島由紀夫の『宴のあと』、柳美里さんの『石に泳ぐ魚』、車谷長吉さんの事件、文春事件とも言われている田中真紀子さんの長女のプライバシーに触れる報道の問題⁽⁶⁾、これらを話していただきます。

人権委員会委員長の関川さんから、全体を通しての事件の説明と総括的なお話をさせていただきます。

○関川：まず、私がこのシンポジウムに来た目的についてです。我々は、1人で表現しながら生きており、非常に変わった職業を個人の責任において担っている変わった人々です。これから法津で生きていく人々も別の意味で変わっている人々だと思えます。それぞれが、つまり私たちもあなた方も、おそらくこれからは変わった人々の中でしか生きていけないだろうと思ひまして、別の種類の変わった人を見せてあげようということになりました。そういう相対的視点がないと、いわゆる常識と理屈がまったく合わなくなる可能性があるでしょうから。私どもは、梓澤教授や五十嵐教授とはなじんでいますけれども、しかし、それでも私たちとは言語が違う。このことは悪いことではありませんが、違うということを認識しなければならないということを皆さんにまず知っていただきたい。その違いの存在自体に注目してください。それが目的の一つです。

もう一つは、本題に戻りますが、これからどういう話をしてもらおうかということ。まず私の次には、久間十義さんが三島由紀夫事件と柳美里のプライバシーの問題について、それに絡めながら個人の感想なり作家としての思いなりを話してもらいます。その次は、車谷長吉さんの事件です。これは非常にデリケートな問題です。モデルにされた方が裁判を起こしている。この事件については新海均さんからお話しいただきます。新海さんは、同じ文学の中に生きていても作家ではなく編集者としての立場であるということを皆さんに知っていただきたいと思います。そして最後に、作家中でも独特な存在である小嵐九八郎さんに、田中真紀子の娘さんの事件に絡めて、文芸家としてのご自分の意見や感想を述べてもらいたいと思います。

簡単に言いますと、日本の近代文芸は、歴史的に広い意味での大衆文芸として成立しました。要するに、売り買いされて原稿料生活者が生きられるようになった。その意味では、世界で一番発達しています。滝沢馬琴が最初の原稿料生活者ですけれども、だいたい1820年代からそういう文芸界というものが成立していたという意味では、日本は最も早いわけです。ヨーロッパやアメリカは、その後です。中国では、最近まで党の月給取りであった者が原稿料印税生活者として成立しかけています。日本は非常に歴史が古く、層が厚いということをお願いに置いてください。

つぎに、プライバシーとかモデル問題が文学創作の上で問題になったのは、1964年の三島由紀夫の『宴のあと』事件からでした。この事件は、ある都知事選候補者と料亭のおかみさんとの関係を性描写も適度に交えながら暴露したということで裁判になりました。このときに初めて、日本にプライバシーという言葉が人口に膾炙したわけです。逆に言うと、それまでプライバシーという言葉には訳語がありませんから、個人の秘密などといった言い方しかしなかったのです。つまり、日本の商業文芸界の歴史が180年あまりあるのに、プライバシーと文芸表現が対立するものとして考えられてから、まだ40年しか経っていない。このことも認識してください。

柳美里さんの事件もやはり久間さんにお話していただきますが、これは、柳美里さんという作家が、彼女のお友達の非常に特徴のある容貌をはっきりと書いたところ、誰がモデルであるか特定できるということで争いになった。柳美里さんは、本人のパーソナリティも考え方も戦闘的な人ですから、なかなか和解に応じなかった。ここでの問題は、私小説だから、つまり私の責任で書いている本当のことだからあなたのことを書いてもいいわよね、という暗黙の了解があったということ、つまりあなたも顔に障害があるから弱者、私も在日だから弱者だというような暗黙の取り交わしがあったと作家が主張した、非常にデリケートなケースです。

次の新海さんにお話していただく車谷長吉さんの事件は、実は文芸界で重要な問題をはらんでいる。というのは、私小説というのは自分の身边を素材にしながらか自分の心境を書く。だからそこに書かれていることは本当だろうと受け取られるべく存在した小説なのです。これは日本に独特だと言われ、確かに独特なのですけれども、ヨーロッパには、キリスト教の考えから言って、告白するスタイルの小説が昔からある。ところが日本では、告白という考え方がなくて、正直というあり方が、武士道的な、あるいは市民社会的なものから成立している。私小説は、告白と正直を無理やり一致させた生き方の結果です。露悪的な道徳です。ということになると、そこに書かれてあるものは、正直に告白した真実の私の出来事ですから、本当だと認識されるだろうという想定があるわけです。ところがこの車谷さんの問題は、そういうスタイルを採りながら、つまり私小説のスタイルを採りながらフィクションを書いている。これが争いのもとになっているわけで、非常に面白いというか重要なケースです。ではなぜ私小説というスタイルがそれまで問題にならなかったのか。私小説というスタイルは身边のことを書くのですから、家族や親族のことを書く、あるいは父のことを書く。つまり身内です。父のことを書いたので有名なのが志賀直哉の小説です。志賀直哉の直接の影響は受けていないけれども、日本文化の中に流れるものに間接的に影響を受けた特徴的な作品が、この前、芥川賞を受賞した

『蛇にピアス』です。あれは、父親を求めて他人の中に父親を回復するというような志賀直哉的小説であり、一見は違いますけれども、基本構造は私小説です。単に私小説だから裁判になる、ならないという問題ではなくて、日本の近代の成り立ちにおける重要な問題が関わっているのだと思います。

最後は、田中真紀子さんの娘さんの記事ですが、プライバシー開示の問題があって、出版差し止めというか店頭から引き上げられました。こういうジャーナリズムでの争いというのはよくありますが、ノンフィクションの本になるとこうした争いはほとんどない。⁽⁷⁾ 私が不思議に思うのは、『週刊文春』の編集態度です。なぜ田中真紀子のような影響力のない政治家の娘がニュースになるのか。まずこれが編集者的な、あるいは常識的な疑問だと思います。それに対して怒るとはどういうことか、怒ることによって田中真紀子は負の立場から再び影響力を得ようとしているのではないかと。このようなことも考えると、ことは重複した問題を含み込んでいるわけです。もしこれが裁判になって出版差し止めになるならば、1974年の有名な田中内閣退陣を誘った『文芸春秋』のレポート「さびしき越山会の女王」⁽⁸⁾——これは田中角栄自身とその恋人であり秘書であり金庫番でもある佐藤昭さんの関係を描いたものですが——が一切裁判にならなかったことが不思議に思われます。当時と現在ではプライバシーに関する考え方が違うからかどうか、あるいは政治家が影響力を逆に、一見マイナスから駆使するためにこういうことが行われるのか、いろいろ考えていかなければならない。そういうことを含め、これから3人の方に話していただきたいと思います。

【三島由紀夫『宴のあと』事件】

○司会：ありがとうございます。それでは久間さん、三島由紀夫の『宴のあと』などについてお話してください。

○久間：私の担当は三島由紀夫と柳美里です。三島由紀夫は、1970年に市ヶ谷の自衛隊に私兵、つまりプライベートな軍隊である「楯の会」と一緒に突っ込

み、そこである自己主張をして、割腹自殺を遂げた作家です。彼の死ぬ10年前の1960年に、この『宴のあと』事件は起こっています。なぜいま三島由紀夫なのかと言いますと、いわゆる近代文学とか文学を考えると、三島由紀夫は近代文学最後の作家だからです。先ほど関川さんが日本の文芸がお金を取れるようになって、食べていける人間が出るようになって180年である、というようなことを言われました。ちょうど明治維新の後、日本が近代文学を輸入する、自分たちが作っていく。そしてその近代文学が、我々から見てほぼ潰えたというのは、1970年くらいです。それ以降の文学は、近代文学ではありません。近代文学の残滓をいろんな形で担っており、もちろんそれによって食べている人間もいますので、そういう意味では出版業というのは隆盛に見えなくもない形なのですが、しかし、基本的には70年で終わっているのです。70年で終わった後は、一種のパロディーです。我々は、パロディーとして近代文学をやっています。もし近代文学と考えますと、柳美里の事件は、パロディーとしての近代文学が法律的な見地から見てアウトである、こんなものはほとんど用がない、意味がないのだよ、と宣告されたような事件ではないか。このように私は受け止めています。

三島由紀夫の『宴のあと』裁判というのは、関川さんが言われたように、元外務大臣で東京都知事に立候補した有田さんという人間について三島由紀夫が取材して、彼と料亭のおかみとの関係について書いた小説です。いま読んでみると、何のこともない、ただ単に面白い小説です。三島由紀夫の書いた小説の出来としては、60点か70点くらいの大した小説ではありません。ただし、三島由紀夫が書いた小説ですから、他の小説家が書いた小説よりも面白いという人がいるかもしれません。実際に書いたのは1960年で、三島由紀夫が死ぬ10年前です。それで裁判になったのですが、そのとき初めてプライバシーという言葉が出てきたというか、それまではプライバシーという言葉がなかったのではないかと思います。普通の人には使っていなかったし、知らなかったのではないかと思います。初めてプライバシーという言葉が出てきて、そのあと、文学とプ

プライバシーをめぐる裁判がいろいろ起こっています。例えば、これは文学ではないですけれども、「エロス+虐殺」という吉田喜重監督の映画があります。これもまた裁判になりました。これは吉田喜重監督が勝ったと思います。⁽⁹⁾ そのほか清水一行という作家の小説、すなわち、幼稚園児が何者かに殺されて幼稚園のマンホールの中に捨てられていたという「^{かぶとやま}甲山事件」について、その幼稚園の保母さんが犯人ではないかと思当をつけて、それを小説にしたものがあります。実はその保母さんは犯人ではなく、その保母さんがプライバシーの回復、⁽¹⁰⁾ プライバシーについて裁判を起こしたという事件があります。他にも高橋治というまだ現役の作家がいますが、その人が学校時代の同級生を描いた小説が、やはりプライバシーの裁判に関わっています。⁽¹¹⁾ そういう一連のいくつかの裁判の後に、柳美里の裁判は出てきました。

【柳美里『石に泳ぐ魚』事件】

柳美里の『石に泳ぐ魚』事件、これは柳美里が頑固だったのか、周りがどうだったのかよくわかりませんが、最高裁までいった裁判ですので、ここにお集まりのほとんどが法律関係の方々でしょうから、十分にその辺の事情についてはご存じだと思います。柳美里と非常に仲のよい友達であった韓国人の女性が、柳美里が最初に書いた小説で、主人公ふうの登場人物として描かれました。その彼女が、顔に障害を持っていたことを書かれ、自分のプライバシーに触れるということで、すったもんだがあったのです。つまり、書き直して小説を出したらそれはどうなのかとか、書き直しを認めるとか認めないとか、いろいろなことがありました。何が画期的だったのかというと、三島由紀夫の場合にはプライバシーという言葉が最初に出てきたわけですが、柳美里の場合には、プライバシーに触れたら出版を差し止めてもいいですよということ、出版差し止めが現実に裁判で認められたということです。

柳美里の裁判は、三島由紀夫の裁判から30数年経っています。つまり30数年の間に三島由紀夫は死に、近代文学もある意味で形骸化し、柳美里の場合は、

形骸化してほとんど意味がなくなった文学について、世間も周りもみんな意味がないのだと認知したということです。全然意味がないからプライバシーに触れるようなことはやってもらっては困るという宣言です。仮にもし、文学に本当に何か意味があるなら、文学はプライバシーを扱ってプライバシーに触れるようなことがあったとしても、その文学について部外者があれこれ何か判断を下すことはちょっとできないのではないかと思えたはずのことが、数十年前ならばそのように判断されたはずのことが、柳美里の時代になると、これは文学的にも意味がなくなってきたのだから、逆にみんなに行き渡っても大した影響がなくなったのだから、仮にプライバシーに触れるようなことがあったら、これは直ぐ差し止めですということがOKになった裁判ではないかと思います。要するに、文学の価値が凋落したというか、三島由紀夫の場合はまだおっかなびっくりで、プライバシーの方は大丈夫だろうかと手探りで裁判していたのではないかと思うのですけれども、それが、柳美里の場合になると堂々と、プライバシーを侵害するならば出版を差し止めましょうということになった。そういう裁判ではないかということです。

【文学の言葉と裁判の言葉とは違う】

小説を書く身になって考えてみると、三島由紀夫も柳美里も、要するに、書いている側は、裁判のことはよくわかりません。法律の言語もよくわかりません。しかしあるとき、「どうもあなたの書いているものはプライバシーを侵害しているからちょっと出てきてください」とか、「告訴している人間と話しますと、どうもこれは裁判になりそうだ」とか突然言われて、結局は裁判で争うようになってしまった。このことは、法律関係の方は当然だと思うかもしれませんが、通常、一般の人間は法律などは知らず、裁判沙汰などはありません。それが、突然自分のやっている仕事で裁判沙汰になる。しかも、自分の言葉では語れない。なぜかという、裁判は自分の言葉でなく法律の言葉で行われますから、どう言ったらいいのかわからない。自分では言いたいけれども、どう

も違う言葉であったり、一つひとつの言葉がまったく定義の違う言葉として使われたりする。自分は小説を書くときにはこう考えるけれども、そうした考えは裁判の論理とは違うようで、自分の思っていることは、どうもうまく裁判の中で反映されない。だから、弁護士の先生に向かって「何とかしてください」と、柳美里はきつと言ったと思うのです。書く側にとっては、そういうものとして文学表現とプライバシーの裁判が捉えられるということです。三島由紀夫の場合にも柳美里の場合にも、相当抵抗しているのです。

つまり文学表現と裁判の言葉とは、まったく違うのではないか。裁判の言葉で文学の言葉を裁くことなどできないのではないか。「我々の小説をちゃんと読んでくれば、そうはならないということがよく分かるから」というように、負けたときに捨て台詞を残したり、いろいろするわけです。ただこれは、僕は柳美里でも三島由紀夫でもありませんから、傍目八目でちょっと思うのですけれども、それほどまでに文学的な言葉と法律的な言葉は違うのでしょうか、僕は違わないと思うのです。定義があったり、条文がある種のツリー状に重なっていて、論理的な階梯があるとかということと、小説を書いていく言葉は違いますよ。でも根本的には、ある条理をもって、ある相手に向かって何かを働きかけていくということは、文学の言葉も法律の言葉も同じではないか。さらに言えば、明治以降の近代化の問題を背景にして考えますと、文学の言葉と法律の言葉とは、非常に似ていると思うのです。つまり、明治の国家は、近代国家として自分たちを対外的に押し出していかなければいけなかったわけですから、急速に法整備をしなければならなかった。その時点で、たくさんの法曹関係の人々を作らなければいけなかった、教育しなければいけなかった。法律は移植され、輸入されます。文学もまた然りです。

文学は、確かに滝沢馬琴以降、ある程度それだけで食べられる人はいましたが、それは戯作家です。決して自分たちに意味があるとか、自分たちの書いているものが何か人生にとって意味があって真理と関わっているとか、そのような感覚は持っていなかったはずです。私は、文学は人間の何か真実を描いてい

るとか、あるいは人生の真実を描いているとか、理想を描いているとか、自分の行動の指針になるとか、今はそう思っていません。近代文学的には、そういう考え方は、明治以降の法律が出来上がっていくときと文学が出来上がっていくときとはほとんど時期も一緒ですし、パラレルではなかったかと思うのです。その意味で、文学というのは法律に対抗するような、つまり法律は法律の言葉や法制度に関わるけれども、しかし文学はそうではなくて、人間の心にかかわる問題を扱ってきたのではないか。そのような中で、我々は、近代文学の中で私小説という小説を作り出してきたわけです。

それはどういうことかということ、法律が諸外国の法律を輸入するように、近代文学はリアリズムを導入したのです。フランスのゾラたちの考え方です。しかし、どうもそれがうまくいかなかった。なぜかということ、日本には、そのときに、リアリズムが前提としているような社会が、どうもなかった。つまり、そのとき、たぶん法律家は、法律を、社会の前提として考えていたと思うのです。しかし、小説家は、社会を前提にしようとする、うまく小説は書けなかった。そこで、実は法律と違った形で文学の流れが出来てきたのだと思うのです。

【車谷長吉「刑務所の裏」事件】

○司会：ありがとうございます。では新海さん、編集者の立場から、主として車谷事件について、お話しください。

○新海：私は、ここにいる表現者の方たちとは少し違ってサラリーマンでして、表現者と一般の読者の間に立って、第一読者でありながら、ある時には表現をややセーブしてくれということと言わざるを得ないところにいる人間です。今回の事件について簡単にご紹介しながら、私が編集者として思っていることを伝えたいと思います。

車谷長吉さんは、いろいろな賞を総なめにしているたいへん実力のある小説作家です。その彼が、斎藤慎爾さんという、たいへんな編集者であり、俳人で

あり、深夜叢書という出版社の社長を若い時からやっている方を実名で書いたわけです。車谷長吉さんは小説作家ですから、辟易するくらいに自分を暴いて、徹底的に毒を吐いて、そのことによって自分はやっと自分らしく生きられるのだというくらい、見事に小説作家としての評判があった人です。斎藤慎爾さんという人は、19歳のときに俳句の結社賞、協会賞を受賞していました。このとき既に天才俳人現わる、ということが言われまして、寺山修司さんの『第一句集』も斎藤慎爾さんの手によって世に出されています。寺山は、終生「斎藤さん」という「さん」付けで尊敬し、寺山さんと斎藤さんは同人誌も出しています。

問題の小説は、「刑務所の裏」という車谷長吉さんの短編小説です。これはなぜ問題なのかというと、端的に言いますと、まず斎藤さんのことを実名で突然出している。自分は仮名なのですが、斎藤慎爾さんという人がいかにお金に汚い人間であるかということ、あるいは金に異常な執着を示す人物であり金銭に関しては理不尽な行動を行うというようなことを実名で表現し、そのことによって、斎藤さんは、深夜叢書および斎藤慎爾という名前が痛く傷つけられたわけです。つまり、一切が事実無根ということで、この裁判が始まっているわけです。

新潮社がなぜこの掲載に踏み切ったかというのは、私が編集者として疑問に感じているところです。資料に簡単に書いてあるのですが、たいへん遅筆な作家で、しかも有名な作家で、原稿が欲しいという出版社はありますけれども、通常、校正者と第三者的編集者と担当編集者3人が見た場合、この小説はやはりまずいだろうというのが世間一般の常識だと思うのです。その場合、実名表現ということは、たぶん普通の出版社はやらない。しかし、この場合はやってしまった。なぜやったのかということ、これが問題ですけれども、新潮社は確信をもってこれをやったということは言えます。「言える」というのは、この『新潮』の編集長から返事をいただきました。何ゆえにこれを掲載したかということの返事なのですが、本件作品の掲載に際しては、原稿段階で著者と論議

をし、慎重に判断したということです。それから、昨日の裁判における答弁書では、私小説だから実名を出しても構わないという旨のものが、新潮社側から出ているようです。問題はもはや言うまでもないと思うのですが、これはペンの暴力ですし、作家は最低限これだけはやってはいけないだろうというところを、あえて踏み込んでいった車谷さんの意思というのは何なのか。表現者としての確固たる意思があるいはあるかもしれない。しかし、裁判では、私は、どう考えても勝ち目がないだろうというふうに考えます。

そういう意味で、表現は無限に自由であるべきだということとかなり矛盾して、今後の展開はとても面白だろうなと思っています。賠償請求額は3,300万円となっています。それから蛇足ですが、実は新潮社の同じ『新潮』に、前の編集長のときに、斎藤慎爾さんは、百句を一挙掲載しています。これは日本文芸誌史上かつてなかったことですが、この編集長の最後の仕事としてこれをやったわけです。そして今の編集長になりました。たぶん、前の編集長でしたら車谷さんのこの小説は載らなかったのだろうということは、容易に推測できるわけです。

車谷さんは、その後もう一つ事件を起こしました。それは俳句の盗作事件です。資料を読んでいただければ分かりますけれども、俳句の季語だけを変えて自分の作品であるという句にして2首載せてしまいました。これに関しては、車谷さんは謝罪を新潮社に載せたわけです。ところが、新潮社の謝罪の文書に対して、最初にこれは盗作ではないかという指摘をした女性が激怒して、今度は1,000万円の損害賠償をしています。いま車谷さんは、その2つの裁判を抱えて、たぶん頭を抱えているのだろうというところで、私の発言を終わります。

【『週刊文春』事件】

○司会：ありがとうございます。次は小嵐さんです。『週刊文春』問題を中心に、お願いします。

○小嵐：私は、表現は可能な限り自由にのびのびとあった方が物書きとしては非常にやりやすいというのは当たり前で、何とかそういう状況をもっと深く広くやっていくべきだということを、まっとうな一人のもの書きとしては思っています。たまたま僕は人権委員であって、人権を考えるなら監獄の中とか、路上生活者のことを考えた方が、あるいは精神病者の今の状況のことを考える方がもっと重要ではないかと思っていますのです。たまたま作家が人権委員会に入っているだけです。

しかし、文学というものは、ある個人が一生懸命にがんばって何とかなるものではなくて、一言で言うと、歴史的蓄積の上に、僕らは立っているわけです。歴史的蓄積から言えば、戦争に反対したり、戦争に賛成したりする文学もあったし、非常に後味の悪い文学もあった。しかし、そういう上に、僕ら個人が成立している。獲得された、あるいは戦いの上に立った表現の自由であったのではないかという、基本的な立場に立っています。

『週刊文春』のことについては、むしろ皆さんの方が詳しいと思います。ただ言えることは、雑誌協会などが直ぐ反発したのは、事前検閲が裁判所によって発売前に行われたということです。それと発売中止ということで、ジャーナリスト、物書きはびっくりしたわけですね。この伏線として、柳美里の問題で、大江健三郎さんが原告側に強力な弁護士をつけて、柳美里が負けて、その心理的なものが、東京地裁の裁判官にだいぶあったのではないかと、僕は邪推しています。最終的には高裁で、田中真紀子さんの長女側の敗訴が確定したのです。

出版界およびジャーナリズムは、はじめから権力として在ったのではありません。権力として認知されるのは、やはり戦争ですね。特に、戦争のときに速報体制を打つわけです。軍が中国へ行きますと、ワッとカメラマン、無線技師、記者が行くわけです。その速報を日本に有線か無線か電報で送るわけです。そうすると、家族はみんな心配なわけです。自分の息子が中国で死んでしまったのではないかと。そこら辺から急に部数を拡大して、かつ世論に対し

て影響力を持ってくる。これが1937年の盧溝橋事件あたりからだと思うのです。資料によれば、ジャーナリズムは、「報道管制の強化」と書いていますが、これは、1989年頃から見た講談社の意見です。実は、講談社は、非常に悪いことをやっていて、というよりも、権力の規制と部数拡大・発言権強化ということで、マスコミ業界の行動と一致します。ここでは権力は猛烈に介入しますが、同時にジャーナリズムも人々も、これに迎合していくという怖いことになるわけです。

今度の『週刊文春』問題は、やはり一物書きにとってはどういうことになるか。すでに皆様もご存知のように、天皇制について僕らが書こうなどと言ったら本当に覚悟が必要ですね。命です。また、部落解放闘争について書くというのは、非常に厳しい。いま差別問題一般がそうですね。僕は被差別部落の出身ではないのですが、部落解放闘争をやって、23～24歳でパクられたことがあるのです。そこで当然に差別はなくすべきだし、いまでも部落差別はなくすべきだと信じきっています。ところが、肝心なそこにはいかなくて、この表現ダメ、この表現ダメってやりますので、差別問題の深化が一切できなかつた。結果として、解放同盟は弱くなってしまったという現実はあると思います。他の差別についてもそうですね。これをどうやって打開するかというと、ジャーナリズムや出版社がやってくれればいいですけども、出版社は、だいたい規制に回ります。天皇制と差別問題では、50回くらい、編集者にここはやめてくれと言われてます。18年の作家生活で50回ですから、年に2回半ぐらいありますね。関川さんとか吉永さんクラスの儲けている作家になると、「お前うるさい」と編集者に一喝すれば、編集者は「あっ、すみません」と言うと思うのですが、僕らクラスだとネチネチとやられますね。「直し」を拒否すると、次は仕事がなくなります。

今度の『週刊文春』問題は、一作家から見ると、あるいは一ジャーナリストから見ると、非常に心理的にも怖い状況になります。むしろ、裁判や法律から、ジャーナリズムや出版社を通して、僕等に規制がかかってくる。一番弱い

のは僕らですね。保険なんてないんですよ。たいへんな生活になるので、非常にシビアです。特に心理面ではたいへんですね。「もうやめろ」という圧力を常に受けています。

最後に言いたいのは、皆さんの世界と僕の世界とはだいぶ違うのです。僕は、朝日カルチャーセンターというところで教えています。あるいは短歌の団体に入っていて、一番文章が下手なのが、弁護士さんと検事さんと裁判官なのです。僕は、2回くらい判決をもらって、みんな確定して実刑で入っていますけれども、文章を見てみても有罪か無罪かよくわからない。何でそうなるのか。接続詞が猛烈に多いのです。そこで馴れてしまうから、ろくな文章が書けない。私がこの世の中で一番尊敬している人は弁護士なのですが、それは、文についてではなくて人間的にです。

したがって、法律という狭い枠内で文章を考えたり、全体を考えるのではなく、日本史はどうか、世界史はどうか、このあたりを視野において、くだらないことを楽しんでいく人々もいるんだぞ、ということを弁護士か裁判官か検事になったときには考えていただきたいと思っています。

【「表現の自由かプライバシーか」ではなく】

○司会：ありがとうございます。では最後に、吉岡さん、お願いいたします。

○吉岡：プライバシーか表現の自由かという問題は、いまそれぞれが話したような文学とか週刊誌とかいう、それなりに目立つメディアで起きているだけではなくて、今は、例えばネット上でもたくさん起きています。私は、このプライバシーか表現の自由かという今日のタイトルを台無しにするようなことを言いますけれども、こういう二者択一的な問題のたて方をするから物事が見えなくなるんだ、と思っています。

例えば、小嵐さんの言った田中真紀子さん問題。この人は、影響力があるかないかは別として、あの出版差し止めを求められた記事は何を表現していたの

か。読者はそこから何を読み取れるのか。プライバシーか表現の自由かという問題設定をすると、彼女の娘が結婚したの、離婚したのという、ただのスクランダル文脈しか浮かび上がってこない。言い換えれば、そうしたスクランダルじみた話題の土壌となっている、今の政治の仕組みはどうなっているのか、政治風土はどうなっているのか、二世・三世議員が次から次へ出てくるとか、家族を秘書に雇ったりとか、こういう政治風土や世の中の構造が見えなくなってしまうのです。これはプライバシーなのか、そうでないのかという議論ばかりしているからです。

あるいは、イラクでの日本人質問題がありましたが、そこでは当事者の自己責任ばかりが強調された。ネットでは彼らと彼らの家族の、ほとんど真偽も確かでないプライバシーが何千、何万と書き込まれたりしました。マスコミもそれに乗って共振してしまい、結局、米国政府の言いなりにイラク戦争を支持し、自衛隊を派遣した政府の方針に逆らって勝手なことをする人間は許せない、人質になっても助けるな、自己責任だ、という世論が形成されていった。

しかし、あの人質問題の最大の問題点は何だったのかというと、あのときに日本政府が現地情報を何も持っていなかった、すべてがアメリカ頼りで、解放の手段も一切持っていなかったということでしょう。アメリカ軍に密かに依頼して、武力突入によって奪還するしかなかった。しかし、そうなればきっと人質は死ぬでしょう。それもたぶん突入の際の米軍兵士の武器によってです。もしそうなら政府は窮地に陥ります。矛先はアメリカにだって向かいかねない。それをどうやって予め潰しておくのか。そのために、外務次官が、最初に、人質問題を自己責任論にすり替えたわけではないですか。問題は設定の仕方によって、全然違うところに行ってしまう。こういうことがずっと起きている。

それから、久間さんが私小説の問題、車谷さんの作品を例に挙げて言いましたが、私は、この問題はとても大事だと思っています。そもそもいったい私小説は、この日本でどう始まったのか。少なくとも当時の私小説は、江戸時代か

ら続いた近世から近代に向かう日本で、近世を支配していた世間というものからどうやって自己を切り離すのかという切実な問題意識と結びついていた。作家は、家族や地縁血縁絡みでべったりとつながっている世間や世間的常識からわが身を切り離し、どうやって自由になるのか。そう考えたとき、身内のことだろうが、友人知人のことだろうが、率直に書き続けることによって、世間から自分を切り離し、書き手として、1人の個人として自立していく道をつくっていくということが、文学的営為としてもものすごく大事だったわけです。私小説の誕生は近代の始まりを刻印する思想的事件だったはずです。

それから幾星霜、ポストモダンの現在の私小説はたんなるプライバシーの侵害じゃないかと言われ、私小説の側も私小説形成をパロディーのように使うようになった。くだらないパロディーが私小説の延命を助けているという弊害もあるでしょうが、私は私小説が過ぎ去った形式とは考えていません。この問題を表現の自由かプライバシーかと二者択一的にとらえることで、また本質が隠されてしまうと思います。

法律家のみなさんにも考えていただきたいのですが、いい意味でも悪い意味でも世間はなくなったのでしょうか。日本は近代化し、1人ひとりの個人が権利と責任を自覚して、万人が法の支配を受け容れる、そういう社会になったと言えますか。

とんでもない話でしょう。多くの若者たち、多くの日本人がネットでやっていることは何ですか。悪しき世間の再生産です。かつては隣近所や、せいぜい地域社会でやっていたことを、ネットという新しいツールを使って全国規模でやっているだけのことです。人質のプライバシーを暴いたり、自己責任だと言ったり、よってたかって攻撃し、排除している。これは世間の再生産、拡大です。だから私は、私小説を擁護したいのです。われわれはもう1回、私小説が始まった最初の地点に立ち返って、文学表現の一つの動きとして、この世間から自分を切り離して自分はどう立つのかというように問題を立てていかななくてはならない。そのくらいわれわれは、べったりとつながって、息が詰まるよう

な世間を生きている。

にもかかわらず、これは表現の自由かプライバシーかという非常に矮小な議論をしている。議論のたて方がずれているんです。その矮小な議論を引っ張っているのが、法律家なのです。

【書かれた側は？】

○司会：ありがとうございます。ここに今日いらしている皆さん方は表現者ですから、表現者の側から物を言っています。それだけでは2部とのつなぎになりません。そこで、敢えてチャレンジングに皆さんに質問します。まず、いちばん表現者の立場を徹底していらっしゃったのは久間さんです。書く身になってもらいたいという言葉が言われました。裁判の論理ではなくて、文学の論理で言ってもらいたいという言葉もありました。では、モデルとされた書かれた側は、どちらの言葉に属するのでしょうか。裁判の論理なののでしょうか。

○久間：モデルは言葉をもっていません。書いた小説の中にモデルの言葉はないです。モデル自身が小説を書けば、モデルの言葉は出てくるかもしれません。モデルは、その小説の中では、書いた人間によって操作されているわけですから。

○司会：だから、モデルとしては、あそこに書かれたのは私の言葉じゃないと、自分の言葉をどうしてくれるんだという思いが、裁判などの形になるのではないのでしょうか。

○久間：そういうことはあると思います。けれども、そういうことを言っているのでは、全然ありません。

○司会：久間さんが言われたことではなくて、新たに問題を設定して、モデルのことを取り上げたいのですが。

○久間：そういう問題設定をすること自体が法律的ですし、そういう問題設定をすることによって、文学的な問題が消えてしまうのです。文学的にいろいろ考えてやっていることが、突然、法律的な、もう少し論理的な場に引きずり出

されると、そのところで、文学的に考えようとしていたことが、全部パーになる。たぶん、三島由紀夫も柳美里もそう思ったのだと思います。しかし、そうではないという言い方がまったく意味がないのかというと、実はとても意味がある。それは、例えば、法律の言葉が持っているリアリティと、小説の言葉が持っているリアリティとは、歴史的に見ても、現実的に見ても、ほとんど変わらないではないかというのが僕の言いたいことなのです。五十嵐さんが、法律や裁判というのは、世間に少し遅れてついていくぐらいが一番いいんだよ、と何かにお書きになっていました。ということは、世間というものがベースにあって、そして法律がある。つまり、法律と世間の論理とは、ある意味ではダブル・スタンダードです。小説というのは、そのダブル・スタンダードがあるときに、世間の論理に従うのです。世間についてダブル・スタンダードがないように、つまりそれ自体について解明しようというような営為です。だから、そのときに、例えばダブル・スタンダードである法律の言葉で、もともとそういう世間一般の生活世界について書こうとしている言葉が裁かれる。だからみんな面白くないのです。

○司会：面白くないのはわかるのですが、書かれた側としては、書かれた側の言葉というのは、ではどういうふうに発表すればいいのでしょうか。

○久間：例えば、ある人間が何かをし、その行為に関して文句のある人間がいる。Aという人間とBという人間とでは立場が違って、この場合に、Cという人間が中に立って、これとこれを見る。そして、Cは、Aの言っていることは間違いだよ、Bの言っていることもある程度正しいけれどやっぱり間違いだよ、という。そういう場面があると思うのです。私は、そういう場面は小説の場面ではない、と言っているのです。それはどちらかということ、訴訟をしたり、争ったりしたときのリアリティです。小説のリアリティというのはそうではなくて、まず最初に目の前にあることをどうするかということですから。

○司会：吉岡さんはどのようにお考えですか。

○吉岡：書かれた側をどうするかということですね。僕は小説も書きますけれ

ども、ノンフィクションも書いています。ノンフィクションを書くには取材をします。取材をするときには、これから書かれる側のことを一切合切調べるわけですから、プライバシーに踏み込んでいきます。取材は、相手から見たら一から十までがプライバシーの侵害です。それは間違いないです。私もそのことを自覚してやっています。

そういうノンフィクションがなぜ訴えられないのかということ、中途半端な調べ方をしないからです。私は皆が知らないことも、あるいは家族も知らないことも調べます。ときには本人すら見たこともない本人関連の資料も探し出します。事件や事故の場合、私はほとんど被害者には触りません。とにかく加害者を調べます。そうやって調べたことをどこまで書くのか。その判断は、私が記事なり本なりに書きたいことは何なのかと構成や流れを考えるときの必要性だけが基準です。私が自分で決める、ということです。プライバシーに配慮して書かないということはありません。そうしたら、書きたいことが歪んでしまうからです。

結局、表現の一番の核心は、その時代の出来事を通じてその時代の質感というものを表現することにあると思います。その中には、当然、誰かのプライバシーも入ってきます。そのプライバシーを書くときには、批判をされたり訴えられたりということ、必ず覚悟しています。そのときに、私の書いたことは違いますよ、書かれた側の気持ちを察してください、と言われたとします。あるいは訴えられたり、抗議されたりということもありえます。そのとき、どうするか。

私は、ある種の公益性を主張すると思います。公益性というのは法律の用語ですが、その公益性の中身についていえば、私は、例えば何かの基準になるとか、何かの役に立つとか、利便性があるとかという公益性を絶対に主張しません。文章表現というものは、そういう形で世の中に参加していくものではないと思っているからです。私は、私の考えで——私の独断でと言ってもいいですが——、その判断にその存在を全部かけているわけですから、言いたいことや

書きたいことは全部書く。そのときには、批判を覚悟しています。

しかし、わかりやすい意味で公益性を主張するというのは、私の役割ではないと思っています。私は、公益性を主張する一番のポイントは、加害者取材するという私自身の考え方の中に、われわれには加害者から学ぶことが一杯あるんだ、ということがあるからです。たまたま偶然に選ばれることの多い被害者から学ぶことは、悲しみや喪失感や怒り以外には、そんなにはないと思っています。しかし、加害者からは、ものすごく学べる。加害者を取り巻いていた人々からもたくさん学べる。このことは、法曹関係者であればよくわかると思います。なぜこの人物は加害者になっていったのかという軌跡にこそ、この社会の病巣が見えるということです。それをやるのが私の仕事だと思っています。別の言い方をすれば、私は、それは文化だと思います。この社会の持っている文化の側から、文化の病巣をとらえ、考え、表現していく。だから、私は、そこで学んだことを表現する。そうすることによって公益性を私なりに提出するというだけで、私の仕事は終わると思っています。

○司会：公益性とおっしゃるのが、非常に深い意味の公益性だということは、私もよくわかります。私も刑事弁護をずっとやっていますから、そこに通じるものがあるのだなということはわかります。ただ、さっき久間さんが言われたように、私は、修習生のときの裁判官のことを文春問題に関連して書き、その中で「世間」の話を書きました。その「世間」と、書く側、書かれる側、裁判所という公的な国家、これらの四つのものが、表現をめぐる四つ巴になっているという感じがあるわけです。第2部に登場する戸波先生が、人権の3極構造や2極構造ということをおっしゃっています。今日、4極構造ということでお話しただけというふうに理解しております。もう一点、どうしても聞いておきたいことなのですが、小嵐さん、天皇制について書けないというのは、本当にそうだと思います。それがいまの言論の危機を表現する最も抽象的なことだと思うのですが、それと例えば柳美里のモデル、被害者について書けないのと同じでしょうか、違うでしょうか。

【天皇制についての表現と個人についての表現】

○小嵐：それは、まったく問題が違うでしょうね。天皇制という歴史的に苦しんできた問題があって、その伝統性と正統性が憲法によって保障されている。しかも右翼翼賛等々が一杯おられるという中での天皇制と、柳美里の問題とはまったく違うでしょう。

○司会：私は、天皇制に対してプロテストするとかいった表現の自由と、個人の顔の障害のことを書く自由とを表現者が混同しているのではないかと思うのですが。

○小嵐：例えば、悪の問題で言えば、ドストエフスキーの『悪霊』という小説がありました。それは実際のモデルを書いたものですが、僕は、自分がコミュニストのときにこれを読んだときに、非常に気持ち悪かったのです。ところが、コミュニストをやめて再読してみて、これほど人間の悪について、歴史的に長いスタンスで気持ち悪い小説を書けるとするのは、人間についてのいろいろな領域が広がっていくことだと見ています。だから、あらゆる問題を可能な限り普遍化して、リアリティを持って書いていく人があるし、書かねばならない。書くことによっていろんな障害が出てくるでしょう。お金を要求されたらお手上げですし、出版社から「おい、いいかげんにせえ」などと言われたらそれっきりだし、実際に、権力に「書くな」と言われたことがありますし。そうすると、それをきちんと書いていくことは、任務ではないかと思っています。普遍化についていえば、例えば、それが単に差別感情だけで終わってしまうよりは、それが違う人の問題としてもつながっていけばいいですね。

○司会：ありがとうございました。時間ですので、第1部はこれで終わらせていただいて、第2部に期待したいと思います。

第2部

○司会（荒牧）：それでは第2部を始めます。まず、パネリストの紹介をさせていただきます。

ゲスト・パネリストとして、早稲田大学法科大学院教授の戸波江二さんに来ていただきました。ご存知のように、戸波さんは、憲法学界の中心メンバーでございますし、司法試験考査委員も務められました。今回のテーマのことを中心的に研究されているわけではないのですが、あえて戸波さんに、憲法学全体を見て発言できる方ということで、お願いをいたしました。

そのお隣は、本学大学院法務研究科の小野寺規夫研究科長です。今日は、孤軍奮闘かもしれませんが、40年近くの裁判官としての経験をもとにしながら、こういう問題が裁判所に持ち込まれたときに、どのような判断をしていくのかということ踏まえてご発言いただければと思います。そのお隣は、梓澤和幸さんです。梓澤さんは著名な弁護士であるとともに、本学の専任教授でして、この分野の専門家のお一人でございます。さらにお隣は、辻千晶さん。辻さんも弁護士で、本学の専任教授です。こういう分野にほとんどタッチしていない法律の専門家から見たときに、これをどのような問題として感じるのかということで、登壇していただきました。辻さんは、座り心地が悪いと思います。ロースクールとペンクラブの共催ということですので、ロースクールの学生の皆さんに、どういう論点があり得るのかということを示していただこうかと思っています。

この4人のパネリストの皆さんとともに、第1部の論点を受けながら、進めていきたいと思えます。

第1部では、三島由紀夫『宴のあと』の事件、柳美里さんの『石に泳ぐ魚』、車谷長吉さんの事件、さらに『週刊文春』の事件等々、つまり文学的表現の自由とプライバシーの問題について——吉岡さんに言わせれば、こういう設定自体が問題だということですがけれども——、いわゆる私小説におけるフィクションを含めて、それぞれ意味合いの違う部分があるかもしれませんが、文

学的表現の自由とプライバシーの問題、それから報道の自由とプライバシーの問題について、いわゆる文学者の表現方法および言葉と法律家の裁判の言葉および表現ということとの違いなども含めながら、いろいろご指摘いただきました。

最初に、この第1部を受けて、また先ほどのいくつかの事件をもとに、どういう法的な論点を抽出して議論することが必要なのかということにつきまして、パネリストの皆さんにこういう問題があるのではないかという点を、短い時間でご発言いただければと思います。まず戸波さんからお願いいたします。

【憲法学における「表現の自由と名誉・プライバシー」の問題状況】

○戸波：早稲田大学の戸波です。表現の自由と名誉・プライバシーという問題で、今日パネリストとしてお招きいただきました。まず3点、簡単に問題状況についてお話ししたいと思います。第一に、最近名誉・プライバシーと表現の自由がいろんな事件を契機に大きく注目されています。特に1980年代の後半あたりから非常に事件も増え、裁判例も増えてくる。いろんな事件のケースが展開しているということです。それはなぜなのかと考えますと、表現の自由の方ではなく、むしろプライバシー・名誉・人格権の方について学説の注目が集まり、あるいは個人意識の高まりが起こり、奇しくも同時にいわゆる自己決定権論について1990年代の憲法学説で重要な論議が展開されております。それから「人間の尊厳」も重要なテーマとなり、例えば生命倫理や被害者の人権について、人間の尊厳あるいは個人の尊厳というものを人権の一つの核にするという考え方が出てきております。そのような中で、人間の尊厳と密接に関係するプライバシーというものが注目され、またそのプライバシーの侵害を争うケースが増えてきました。

第二に、プライバシーの観念につきましては、その観念が広がっているということが非常に重要です。『宴のあと』事件がプライバシー事件の発端であり原点であると考えられるべきですが、その後、佐藤幸治先生のいわゆる「自己情報

コントロール権」説が提起され、個人情報の保護にまで問題が広がってきています。ご承知のように、昨今では、早稲田大学の「江沢民講演会」における名簿提出事件で、名前や学籍番号を書いた名簿について、それを警察に渡したということが違法である、というところまできています⁽¹²⁾。そしてご承知のように、表現の自由とプライバシー、個人情報の保護という中で軋轢がありましたけれども、個人情報保護法が可決されます⁽¹³⁾。このようにプライバシー概念が広がり、それでプライバシーの保護についての関心が非常に高まっています。

最後に、一般論ですけれども、プライバシーと表現の自由をめぐるまして、私も日弁連法務研究財団の「人格権研究会」というところに出ております。これは、民法の先生が10人くらいで憲法は私だけなのですが、いつもいじめられると言いますか批判を受けます。つまり、民法の先生からすると、不法行為法でもって表現の自由とプライバシーという対立をしている中で、なぜ、憲法学者は、表現の自由、表現の自由というのか、個人のプライバシーだから人格的に大切だから、こちらの方に十分重きを置いた解釈をしなければいけないのではないかということが、民法学者の基本的な意見でありスタンスであるというように思います。

翻って憲法学説を考えると、憲法学説は、表現の自由を強く主張するという基本的スタンスがあります。もっとも、微妙な対立もあります。表現の自由を非常に強く主張して、なるべく情報の流通を自由にして、民主主義社会を支える言論の自由を大切にすべきだという形の立論は、例えば大阪大学の松井茂記氏を始めとして憲法学説でも有力であり、多数だといってもいいかもしれません。しかし、これに対して、個人の尊厳や人格権を結びつけたプライバシー論が、最近、かなり有力になってきています。憲法学説の中でも、表現の自由ばかりでなくて、適切な衡量が必要ではないかという見解が強くなっています。この点については、後でお話したいと思います。

誤解を恐れずに言いますと、アメリカでは、プライバシーよりも表現の自由です。アメリカでは、どちらかというと、特に情報を出せ、流せ、自由にし

ろ、というのが基本です。例の性犯罪を犯した者についての実名報道とか写真でさえ、公開を義務付けるという法律が通るところですけれども、基本的には表現の自由ですから、アメリカを中心にやっている方は、どちらかというところ、表現の自由派と言ってもいいと思います。

これに対して、ドイツをはじめとするヨーロッパでは、人間の尊厳や個人の尊厳の観念が強くなってきて、特にドイツでは、いわゆる保護義務論——この議論については、日本の憲法学説にも導入されており強力な否定論もあるのですが——という、国家が基本権を保護する義務を負うという議論があります。特に私人間の問題についてもプライバシーや生命権を保護すべき国家の義務があるという議論から、第三者による人権侵害から国家が個人を保護するという議論が展開されています。そういう中で、裁判で名誉・プライバシーの方を救済していくというケースが多く見られるというのが実情であります。そういう分布の中で、今日の第1部では、表現者の方々から表現の自由ということが強く唱えられました。それはもちろん重要ですが、他方、どうやって名誉・プライバシーとの調整を図るのかということが、これからのシンポジウムの課題かと思っています。

○司会：どうもありがとうございました。それでは順番に、小野寺先生、お願いします。

【裁判官から見れば】

○小野寺：裁判所は、事件として来たものについてだけ判断をします。先ほどの小嵐さんの話でいえば、裁判官、検察官、弁護士というのは、むしろ特殊な社会の人間だということですが、変わり者の集まりだということ表現されたのだらうと思います。

プライバシーの権利とは、「ひとりで放っておいてもらう権利」という言い方をするものです。要するに、人に知られたくない、それを暴かれるのを防ごう、ということです。その法律的な救済についていえば、出版物で出るのだけ

たら出版するのは止めてくれというのは、純粹に単純な欲望だろう、希望だろうと思います。それが駄目なときには、法律的には、あとは損害賠償でケリをつけるしかないではないですか、ということになります

第一義的には、出版することがわかったらそれ止めてくださいという、個人の権利もしくは個人のプライバシー、放っておいてくれというのを守るのは当然ではないだろうか。それについて、表現をする人たちが、公のため、もしくは自分の表現が社会のためになるから出すのだという言い方をするのは、少し思い上がりではないか。このように言うと先生方に怒られるかもしれませんが、そういう感想を持っています。

法律的な救済の問題だけに絞ると、出版するならそれを差し止めるしかない。しかし、出されてしまったら、あとは金銭的な賠償で形をつけるしかないではないか。しかし、そうなると、むしろ金銭・札束を持って行って、「嫌でも出版するよ」という格好の出版の自由が出てこないだろうか。私としては、そういう問題の方が心配になります。

それから、裁判所に前もって原稿を見せるのは検閲になるということですが、しかし、実際の裁判で、どのような資料があってその資料についてどのように判断するかというときに、そういうものを見ないで判断しろと言われると、憶測で判断をすることになる。しかし、本人が嫌だと言っているのに無理やり出すという場合にも、何も提出されずに、「本人が嫌だと言っているから差し止める」という裁判になるのは、ちょっといけないだろうと感じます。ですから、あそこで文春が資料を提出したというのは、異例なことではないのではないか、それは検閲にはつながらないのではないか。こういう印象を持っています。たぶん、いろいろな反論が出てくるだろうと予測しておりますが、今回の感想としてはそういうところです。

【作品の芸術性とプライバシー】

○司会：ありがとうございます。いずれにしても、論点として、裁判所とし

での解決の在り方、いわゆる法的な解決よりももう少し限定した形での、裁判所としての解決の仕方という問題については、後でまた議論させていただければと思います。では梓澤さん、お願いいたします。

○梓澤：第1部の中心は、「法は芸術に立ち入れるのか」という問いだったと思います。一方で、法律では、統治行為論において司法は政治に立ち入れるのかという問いが立てられますけれども、他方において、法は芸術に立ち入れるのかという論点があります。1995年の『名もなき道を』事件の一審判決は、芸術的表現にまで高まった場合には、現実の世界で作られたフィクションであっても、現実の世界の権利を侵害することはないという判断を示しました。つまり、ある作品が芸術的に昇華されているかという判断を、恐ろしいことに、裁判所がしたわけです。私は、このときこそ小嵐さんにすつくと立ち上がっていただきたいと思います。つまり、芸術に入ってくるなと、芸術かどうかというところに裁判が入ってくるなという問いを立てるべきではないか。この裁判は、あえてこれに入ったわけです。この事件の控訴審は、モデル側が有利に進めて、結局、モデル側の事実上勝訴に近い和解が成立しました。この事件は、判例上、本当は、控訴審の判決に乗っかって、「芸術的判断は関係ないのだ」というところで終わるはずだったのです。しかし、途中で和解になったものですから、一審判決が判例として残ってしまった。しかし、これは非常に重要で、作家の人たちに、まな板の上に乗っけて輪切りにしていただきたい事件です。

柳美里事件で大切なことは、仮に芸術表現になっていたとしても、その表現中にある特定の人物が同定できる場合には、そしてその内容が現実の世界の権利を侵害する場合には、それはプライバシー侵害、あるいは名誉毀損の問題を生じ得る。つまり『石に泳ぐ魚』事件の一・二・三審は、司法はある作品が芸術かどうかを判断しないという立場を採っている。これは、私は『名もなき道を』事件よりもよい判断だと考えます。先ほどの論点に絡ませて言えばです。ではもうひとつの問題。柳美里は、私小説はこれでは成り立たないというプロ

テストの言葉で最後を締め括りました。しかし、あなたは、どのように言うだけの努力をしたのかと反問したい。つまり、この作中の人物が現実の人間の生活を立ち行かなくさせないように昇華させて、もう言わせないだけの表現の努力をしたのか、ということです。あえて言うならば、三島由紀夫さんのところから凋落してきたように、文学はやはり凋落しています。凋落という言葉が本当にピッタリと当てはまって、だから差し止められても仕方がない。このことは、作品を研究していただく方にみていただければわかります。僕は作家の反対尋問を担当しましたが、一つだけ押さえておきたいのは、なぜこれが裁判になってしまったのかということです。彼女が、自分自身で、仮処分の席上で、いやいや、これほどプライバシーを侵害した作品は出しませんと約束したのです。そのA版は出しません、B版でいきますと約束したのです。ところが、B版ではない、もともとの一番人格権侵害の酷いもので出しますということを強行してきたのです。だから、こちらは、それでは裁判をやらざるを得ないということで、裁判に追い込まれたのです。それで最高裁まで行ってしまったのです。だから一審は、合意があるんだから止めなさいということだったので。ところが、二審・三審では、合意ではなくてプライバシーの侵害で争ったわけです。そのあたりのことを論点として提示したいと思います。



【『文春』事件の現場で】

○司会：ありがとうございます。それでは辻さん、お願いします。

○辻：『文春事件』判決のあった3月16日の午後4時、ちょうど私は東京地裁の保全部におりました。私が出した仮差押のしるしをやっておりまして、裁判官と私の出した計算書の突き合せをしていたときに、なぜか知らないけれども何人かの男性が慌てふためいてやって来て、そこだけがざわついたところがあって、何かなと思っていたら、この文春の決定が出たということでした。自分の仮差押と同じような形で同じ日に出たのですけれども、それに対する新聞の論調は、特にペンクラブの方たちの反応として、たった1人の裁判官が判断したとか、たった3行じゃないかというような批判が出ているのです。これには、何か新鮮さというか、違和感を覚えました。我々にしてみたら、仮処分の申し立てが来たら1人の裁判官が判断するというのは当たり前なのです。にもかかわらず、そのことが批判の対象になったというのは、とてもびっくりしました。そんな感想を持ちました。

【表現する側・表現される側の多様性】

○司会：ありがとうございます。それでは、表現の自由とプライバシーの関係につきまして、戸波さんは両者の調整の部分とおっしゃいましたが、そもそもこういう議論の立て方が問題なのかということを含めて、例えば、憲法学やこれまでの判例におけるこの表現の自由とプライバシーという問題を解決する手法などの点について、戸波さんの評価を少し聞かせていただけますでしょうか。

○戸波：2点、お話しします。一つは、一般論として、表現の自由と名誉・プライバシーというときには、表現する側にしても名誉・プライバシーを侵害される側にしても、非常に多様であるということです。つまり、基本的な構図は、新聞報道やテレビ報道、あるいは小説によって自分の名誉・プライバシーが侵害されたということで、その被害者が、裁判所に対して、名誉毀損に基づ

いて損害賠償ないしは差し止めを求めるというものになっています。まず、これが憲法問題かどうかということが、実は問題です。憲法学者の中においてさえ、これは民法709条の問題⁽¹⁴⁾で憲法が出る問題ではないという見解があります。特に裁判所は、どちらかというところ、そういうスタンスに立っており、憲法の「け」の字も出ないという事件もたくさんあります。しかし、基本的人権はもともとは国家に対する権利だと言ってきた憲法学説においても、表現の自由が問題となっており、それが裁判所によって損害賠償なり差し止めなりを受ける。また、それを規制する名誉・プライバシーもまた人格権という形で憲法13条によって保障されている。ここでは単純に民法上の権利利益の衝突を調整するというのではなくて、やはり憲法の原理まで戻って、憲法上の価値衡量をすべきではないかと考えられます。アメリカの有名なニューヨーク・タイムズ対サリバン事件というアクチュアル・マリス（現実の悪意）の法理を使った判決では、名誉毀損的言論も、それが公務員に対するものである場合には、現実の悪意が証明されない限りは憲法上の保護を受けるという形の処理がなされました⁽¹⁵⁾。そのように見たときには、加害者と被害者は多様です。

今日主として問題になったのは、小説を書いた小説家の人たちが私小説ないしモデル小説等によって名誉・プライバシーを侵害するというものですが、田中真紀子氏長女の記事は『週刊文春』という週刊誌です。週刊誌の記事と小説とでは、どう違うのか。週刊誌と新聞報道ないしニュース報道は同じジャンルの報道ですが、実はちょっと違うのが差し止めの問題です。新聞などは、その日に出てしまうと再発行されませんから、差し止めは問題になりません。けれども、まさに週刊誌の場合は差し止めが問題となる。小説の場合も差し止めが問題となる。ですから、同じ表現といっても、誰がどういう形で表現したのかを区別しなければいけないということです。

さらに難しいのは、政府の言論も実は名誉毀損の論点に登場します。最近だと、O-157事件で当時の厚生大臣の菅直人氏が、どうも岡山県のカイワレ大根らしいという公表をしました。その事件では、高裁で、名誉毀損による損害賠

償が一部認められています⁽¹⁶⁾。そうすると、政府の言論、政府の公表による名誉毀損ということも考えられる。そのときに、表現の自由を享有している私人に対しては、名誉毀損の法理、つまり真実性の証明や相当性の理論を用いるのはよいけれども、それを国の言論にまで及ばせてよいかという問題があります。そもそも、それでは、確実なことでなければ政府は言わないということでのよいのかというと、国民の関心は高いので、ある程度のところで何らかの公表をすることも必要となる。そうすると、これも非常に難しい問題です。

それから、名誉毀損の場合には、被害者が誰なのかということが重要です。決定的に重要なのは、公人と私人の区別でして、公人に対する名誉毀損はなるべく認めない。対抗言論ということで、名誉毀損をなるべく認めないというのがアメリカの法理ですし、日本でもそのように考えられています。しかし、私人であり、しかも名もない一般の市民が、週刊誌の記事や何かで、突然に、名誉・プライバシーを侵害されて窮地に陥るといようなときには、救済の必要が高いのではないかという問題があります。それから、犯罪報道について名誉・プライバシーが成り立つかどうか。これが報道機関との関係では一番シビアな問題です。その他に私生活の問題があり、一般的な私的な事柄を暴露されるならば、プライバシーの侵害が問題となる。さらに、人を誹謗中傷する言論はどうなのか。加害者の名誉毀損についていえば、ジャーナリストあるいはジャーナリズム、あるいは編集者、あるいは出版社は、誰がしゃべったのかということを出して批判している。例えば、『週刊文春』がこういう記事を書いた、ということです。ところが、最近問題になっているインターネットの誹謗中傷というのは、匿名の言論です。そこで、インターネットでの名誉毀損については、別の法理が必要ではないかとも考えられます。

テレビ朝日のダイオキシン訴訟では、結局、最高裁でテレビ朝日が負けて、テレビ朝日の謝罪という形での和解が成立しました⁽¹⁷⁾。この事件は非常に困難な課題を提示しています。「ニュース・ステーション」という番組で、「所沢はダイオキシンで土壌が汚染されている」というニュースを20分くらいの特集で流

したのです。そのときに特定の野菜が、侵されていないのにダイオキシンに侵されているという虚偽の報道がされたということで、名誉毀損で争われました。全体的に見れば、テレビ朝日の「ニュース・ステーション」が、所沢の土壤汚染が非常に危険だということをニュースで流すということは、非常に重要な価値を持つメディアの情報です。ところが、その中で危害を受けた、これによって野菜の価格が暴落したという野菜の業者が損害賠償を起こしたという事件です。これは、実は、表現の自由と名誉・プライバシーの基本構造に関わっている問題でして、先ほど五十嵐先生がおっしゃったように、知る権利の問題が入ってきます。

名誉・プライバシー侵害の法構造の問題についていえば、今日、言論の表現者は、必ずしも特定の人間を誹謗中傷するための言論をしているわけではない。何らかのニュース、あるいは何らかの事件、何らかの事実を一般読者に知らせるために情報を流しているのです。そして、その一般読者からすると、その情報を受け取ることによって、政治的にも、社会的にも、あるいは人格的にも非常にプラスになる。「だから知りたい」という構造がある。たまたまそこでの言論の内容が、特定の個人の名誉・プライバシーを侵害する。そうすると訴訟自体は、名誉・プライバシーの侵害を受けた人が、言論の発信者に対して損害賠償や差し止めを請求することになります。被害を受けた被害者が、裁判所に、原告として訴訟を提起する。昔は、名誉・プライバシーの侵害の報道を受けても争わなかった。しかし、訴訟にならなかったのは、権利の侵害の方が躊躇していたということもあるでしょうけれども、実は、名誉毀損と名誉・プライバシーを受けた被害者が訴訟を提起するというのが法制度上の一つのルールだからでもあります。例えば、神戸の少年事件のときに、少年の顔写真を掲載した週刊誌があった。そうした週刊誌の行き過ぎを誰がとがめるのかというと、いまの訴訟では触法行為を行った少年が原告となって裁判所に訴えなければならない。これは、かなり過酷です。一方、週刊誌や新聞などは、場合によっては、売り上げのために、かなり無理な記事を出したり、で

つち上げの記事を出す。そのことをどう考えるのかという問題がある。その規制を国家がやっているのかというと、それはまた別問題ですから、その点は注意しなければいけません。名誉・プライバシー訴訟における原告の地位についても、考えなければいけないでしょう。

また、裁判所は、最終的には、国家権力をもって裁定を行います。場合によっては、表現の差し止めなどの判断を出します。これは、例えば税関検査においてポルノ雑誌を持ってきてはいけないという形で権力が規制するのとは、少し違っています。私人間で表現と名誉・プライバシーの対立があって、それを名誉・プライバシーを主張する側から損害賠償や差し止めをしてくれと求められて、裁判所が私人間の対立における権利・利益の調整者として乗り出す。すると、裁判所がそこで下す判決を権力的な言論の統制と見てよいかどうかということが問題になります。結論的には、表現の自由と名誉・プライバシーとの権利の相克について、裁判所が法を適用して最終的に判断すると考えるべきである。では実際にどのように調整するのかということは、これからの話です。

【書かれた側の人権と裁判所によるその救済】

○司会：どうもありがとうございます。梓澤さんはどのようにお考えですか。

○梓澤：まず、先ほどの吉岡さんの発言が非常に印象的でした。取材と書くことのキーワードとして公益性ということをおっしゃったのでしょうか。実は最高裁判所までいって判例にまで残るような事件の当事者というのは、精神的にも過酷な体験をさせられています。『石に泳ぐ魚』事件の原告は、こういうことを言っています：「私はこのことを誰にも言ったことはありませんが、生まれつき障害を持っている私の人生は、一日一日がおそろしい闘いの日々でした。しかし私は、自分の障害に負けまいと朝も昼も夜も、そのつど自分を打ちのめしては復活し、打ちのめしては復活し、生きてきました」。このような凄まじい努力をして保ってきた精神的な統合の世界を、この作品は、ぶち壊したわけです。裁判所がどうだったのかというよりも、私は、事実のレベルにおい

て、小説全体の公益性が彼女のこのような精神的統合の世界の破壊を上回ってはいなかった。したがって、それは差し止められても仕方がなかった。もし上回っているのだというのだったら、柳美里さんには、勉強し直してきてもらいたかった。私は、一つの論点として、そのことを申し上げたい。

次に、『週刊文春』事件のところで、いわゆる民主的価値ないしは自己統治の価値と憲法学では言われていますけれども、確かに自己実現の世界、小説の世界、芸術表現の世界が、だからといって自己統治よりも低められて評価されていいわけではない。しかし、先ほどのように凄まじい破壊、つまり人権といえども人を殺す人権はないわけです。表現者に人を殺す人権はないと思います。書かれた人がそれで立ち行かなくなる。立ち行かなくなったからこそ、周りの人に支えられ、弁護士と一緒に裁判に立ち上がった。生半可ではない裁判闘争を闘いぬいたわけです。これは、まさに人権闘争の世界です。ですから、表現者が「そうではない、お前は下がれ」と言うのだったら、凄まじい格闘技を我々とやっていただきたい。知的格闘技をやって、どちらが勝つかという掴み合いの世界です。その舞台のひとつが裁判所になっただけだと、私は考えます。

○小野寺：梓澤さんと前に少し話したときには、彼はどうも人権派ではなかったですね。僕は、出版の自由を重視する人かと思っていただけども、今の話を聞くと、事件を通してそうなったのか知らないけれども、少なくとも被害者の立場を守ろう、その救済のために裁判を行ったのだというように、僕は受け取りました。第1部の吉岡さんの発言は、訴えられてもそれは仕方がないという発想でのものだったと僕は受け取りました。そうすると、そうした事件は、むしろ裁判の場にどんどん出てくるし、それが極端なときには差し止めまでいくだろうという印象を持ちました。

【表現の自由とプライバシーの調整の場は裁判所であるべきか？】

○吉岡：皆さんのお話を伺っていると、裁判所あるいは法律というのは、あ

る表現がある人物のプライバシーを侵害したと思われたときの一種の調整作業、調停のためにあるのだということになると思います。二つのことを申し上げます。

一つは、物書きというのはとんでもなく自分勝手な無頼派で、1人でこつこつ文章を書いて、他人のことなんかあまり考えないと思われるかもしれませんが、書いたものを作品として公表するとはどういうことか、そのことから考えてみたいのです。

これは、ものすごく広い概念で言えば、この社会におけるある種の合意をつくっていくという合意形成の作業です。世間と自己と切り離しながら、しかし、もう1回参加していく、そうやって作家の一つの仕事は完結する。切り離すだけだったら1人で書いていればいいのです。しかし、それを発表するという行為は、もう1回違う形で世の中に参加していくという行為なのです。ですから、作家は完全に世の中に背を向けているというわけではありません。

その行為は、この社会から調整作用あるいは調整機能というものが失われているという認識の上に立つんです。これまでであれば、地域社会なり何なりのなかで、ある種の調停が行われたのです。昔の私小説も、家族のことを書いたりしました。しかし、その家族の中で、ある種の調停作業が行われていたのです。ところが、さまざまな理由から地域社会がなくなり、家族関係もおかしくなり、また企業社会もなくなって、この社会から共同性が失われた。このような中だからこそ、調整機能が、裁判あるいは法律という場に特化していくという現実がある。そのことをまずおさえて置かなければなりません。いきなり裁判所がそれをやるのですよ、法律がそれをやるのですよと言われても、いきなりそうなったわけではない。この社会の長い年月の蓄積の中で、われわれは調停や調整の場としての共同性を失ったのだという自覚を、まず法律家は持つべきだということです。調整機能を失った社会をどうするかというときに、作家は作家として、表現者は表現者として、作品を発表することによってある種の参加をしているのです。このことを見て欲しい。単なる無頼者がやっているの

だと思わないで欲しいということが一つです。

それからもう一つは、先ほど小野寺さんが、プライバシーというのはそもそも「1人で放っておいてよ」という権利のことなのだ、そういうところから始まってきたのだということを解説されました。これはとても大事な指摘で、私もその通りだと思います。

私は、実は個人情報保護法の政府案に反対をして、いろいろな活動をした1人です。そのときに考えたのは、個人情報やプライバシーという問題は、無視できない両義性を持っているということです。個人情報と一言で言いますが、自分の個人情報についての秘密は守って欲しい、放っておいて欲しいという気持ちが一方向にあり、他方に、われわれの社会生活は、他者の個人情報を使わないことには生きていけないという現実があります。これは作家や表現者であるかどうかには関係なく、そうです。つまり個人情報というものには、使われる身になってみれば、勝手に使うなと言いたいし、使う身になってみれば、そんなに固く守られたら暮らしも仕事も立ちゆかない、という両義性がある。この両義性を表現の自由かプライバシーか、白か黒かというように分けることはできない。私たちは、この両義性に耐えるような態勢をまだ持っていないのです。このことが非常に大きな問題なのです。私は、個人情報はきちんと守るべきだと主張しますが、同時に、この両義性に耐えなければ、われわれの人生はこの社会にはあり得ないという現実を認めておかなければならないと思っています。

その上で言えば、「放っておいてほしい」ということを、私は個人情報の持ち主として主張します。しかし、この「放っておいてよ」という気持ちを誰が侵害しているのか。いま個人情報がどこかの企業や組織から流れ出したとかという話が盛んに行われている一方で、もっとわかりにくい形で私たち一人ひとりの個人情報が捕捉されている。つまり、1人でいたいから放っておいてよ、とは言えない状況が日常的になっています。街中のいたるところに設置された監視カメラがそうです。携帯電話から発する通話や位置の情報もそうです。わ

れわれはそれがどう使われているのかまったく知らされていない。何か事件でもあり、警察や行政だけが容疑者の割り出しに使っている。しかし、特定の人物を割り出すためには膨大な数の無関係な人々の個人情報との対照が必要になるのは、情報というものの性質上、避けて通れないことです。では、そうやって使われることを、われわれは同意しているのだろうか。果たして同意を求められたことがあつたらうか。そういう手続きも経ないで使うことは、権利侵害でしょう。

ところが、法曹関係者はそのことを真剣に議論したのだろうか。先ほど小野寺さんは、持ち込まれたことしか法廷では議論できませんよと言いました。現実はその通りだと思います。しかし、一人ひとりの権利やプライバシーが日常的に侵害されている現実もまた、確実に存在する。では、いったい裁判所や法律はこの現実をどう考え、どのように裁こうとしているのか。ここには国家の1機関の行為を、国家の別の機関は裁けるのかという矛盾がある。実は、裁判所がこうしたことを何も具体的にやってこなかったからこそ、国家に対する不信があるのです。この問題があるから、裁判所が調停者としてそんなに信頼できるのか、調整者として頼りになるのかという不信が、社会全体に生じてくる。物書きとしてはそう考えます。

【名誉・プライバシーと法】

○司会：ありがとうございます。先ほど戸波さんは、名誉・プライバシーを中黒（・）で結びましたけれども、この名誉の問題とプライバシーの問題というのは、全く同じ法理によって考えてもいいのかどうか。それから、先ほど梓澤さんが提起されましたように、文学的な表現にどこまで法が関与できるのかということについて、これまで憲法学や裁判所が、学説として判例として提示してきた法理を戸波さんがどのように評価しているのか。この2点について、聞かせていただけますでしょうか。

○戸波：名誉とプライバシーは、基本的には違うという面もあれば、かなり重

なっているという面もあります。重なっている面の一番の典型が、『石に泳ぐ魚』事件です。この事件では、名誉・プライバシーの侵害だということによって、場面によっては名誉毀損、場面によってはプライバシーの侵害、場面によっては名誉感情の侵害といういろいろな形のものが争われています。ですから、実際、モデル小説でもってモデルを題材にして書くと、真実のところについては知られたくなければプライバシーの侵害となり、虚偽のところでは名誉毀損だという形になるので、実際には重なっています。他方、例えばある政治家のことを書いたときに、それがプライバシーの侵害なのか名誉毀損なのかという場合には、かなり二分されます。しかも、その名誉毀損の場合の法理とプライバシー侵害の場合の法理とは若干違ってきていますから、両者を区別する意味も大きいということです。この場では、いちいち細かな差異は述べませんが、基本的に判例は表現の自由の保障を強めてきましたが、この10年間くらいでそれが逆転してきて、個人の方に振れてきているというのが私の認識です。

表現の自由を勝たせたという例の一番の典型は、1969（昭和44）年の『夕刊和歌山時事』事件判決⁽¹⁸⁾です。この事件は、これは名誉毀損の記事が問題となった事件です。新聞社がある新聞記者のことを非常に悪く書いたところ、名誉毀損の主張がなされました。刑法230条の2には、公共の利害に関する事実について、公益を図る目的で真実を書くとき名誉毀損が成立しない、という規定があります。これは、戦後の法改正で、表現の自由によって保障される事由をなるべく広く認めるという形で、名誉毀損罪の免責要件を緩めた規定だと一般に解かれています。1969年の判決は、新聞社が真実を書いたということを証明できなかったらどうなるのかという問題について、摘示した事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには故意過失がなく犯罪が成立しないという、いわゆる相当性の理論が説かれました。真実性を証明できなくても相当な事由があればいいのだというわけです。これが名誉毀損についての表現の自由を重視した判決の一つですが、その後、名誉毀損についてはいろいろな事件がたくさんあります。

最近注目されるのが、「疑惑の銃弾」に関する報道に対して三浦和義氏が獄中から提起した一連の事件です。彼は、名誉毀損訴訟にかなりの確率で勝っています。⁽¹⁹⁾ 表現する側が真実であることを証明できないときには、書いたことについての裏付け調査をしたかどうかの一つのポイントになります。何もなく憶測で書いたのでは駄目なのだということで、三浦和義氏の場合には、かなりの勝訴判決が出たのです。もっとも、通常、新聞社が記事を書くときには、不確実であっても関係者に聞いてみるなどの形で裏付け調査をしますから、そうすれば、この要件はクリアされることになります。

プライバシーの方では、たしかに『宴のあと』事件で示されたプライバシー侵害が成立するための3要件が、その後の判例でも基本的に引き継がれてきています。問題は、先ほどの『名もなき道を』の判決でして、梓澤先生は、芸術に首を突っ込んだ判決だとおっしゃったけれども、読み方によると思われます。この事件は、モデル小説に書かれた実在の人物がプライバシーの侵害を主張して争った事件ですが、判決では、「表現の方法・内容において、秘事のあからさまな暴露とならないような慎重な配慮がなされており、小説全体としても作者の芸術的想像力の生み出した創作であって虚構（フィクション）であると認めるときにはプライバシー侵害としての違法性を欠く」と書かれている。たしかに、「芸術的な昇華によって」というような表現、あるいは「芸術的想像力を生み出した創作」というのは、芸術という言葉が入っていますけれども、むしろ、この判決の理解としては、モデル小説を書いた場合でも、それが作者の力量によってある人間のことをあからさまに書いたというのではなくて、フィクションとして昇華させる、そういうものとして読者に認識させるだけの作者の工夫があれば、プライバシーの侵害はないだろうという結論になっています。ですから、この判決は、モデル小説について、『宴のあと』の判決よりもプライバシーの侵害性をフィクション性によって弱めたというふうに理解することができます。この判決については、むしろ表現の側に有利な判決ではなかったか。問題は柳美里の事件です。この基準が当てはまらないわけで

す。同定性は明らかですし、フィクション性にも欠ける。それについては、おそらく梓澤先生の方が詳しいと思いますけれども、同じ作家が、柳美里のあの作品については、もう少しプライバシーを保護するような書き方ができたのではないか、配慮が足りなかったのではないか、という問題を提起しています。

もう一つ重要なのは、差し止め判決についてです。損害賠償については、表現の自由の方に行き過ぎがあれば、プライバシーや名誉の侵害の要件を満たせば損害賠償を出せばいいのですが、差し止めについては言論の差し止めですから、いくら裁判所が調整といっても、よほどの場合にのみ認めるべきだということになります。これについては、有名な『北方ジャーナル』事件判決があり、名誉毀損については、なるべく言論を差し止めないようにしようということ⁽²⁰⁾とでした。にもかかわらず、『石に泳ぐ魚』事件の最高裁判決は、かなり原審の必ずしも明確でない要件をそのまま取り入れて差し止めを認めたという点と、この判決が『週刊文春』の田中真紀子氏長女の記事の差し止めを一審で認めたことに繋がっているのだとすれば、その点が、言論の自由の保障としては少し甘いのではないかという感じがします。この点は、梓澤先生とは少し見解の違うところかもしれません。

梓澤：表現の自由論を語るときに、絶対に欠かせてはいけないことがあります。それは、メディアの表現の自由とピープルズ・フリーダムとは違うということです。つまり、文春がいろいろ騒いで、我々の表現の自由がやられたとか守られたとかというのは、はっきり言って、人民（ピープル）には関係ないわけです。ピープルとしては、そのメディアの発表が差し止められることによって、我々の知るべきことが妨げられていないかという物差しで問題を見るべきでしょう。そのことについて、東京高裁は、注目すべきことを言っています。公益性・公共性の点では、これは物差しにあてはまらない。つまり、公益性・公共性はないと言っています。しかし、「本件記事は、憲法上保障されている権利としての表現の自由として積極的評価を与えることはできないが、受け手の側がその表現を受ける自由をも表現の自由は含むと考えられているところか

らすると、」——つまり別の言葉で言えば知る権利です——「これを全て価値のない表現というふうに見ることもできない。[よって] 差し止めは適切でない」という判断を下したわけです。我々は、表現の自由論を語るときに、この視点が必要ではないか。例えば立川でテント村の人たちが自衛隊のところへ行ってビラをまいたら捕まってしまった⁽²¹⁾。そういうことに、今もっと光を当てるべきです。すると、裁判所がやたらに政治家周辺のところでは差し止めを行うということについては、人民（ピープル）としては、もっと警戒の目を光らせるべきではないかということです。

【文学に対する法の介入】

○小嵐：梓澤さんの人民の権利。ああ懐かしい。非常によいと思います。たしかに、メディアのあれは違う。また、先ほどの立川の事件は、非常に重要な問題だと思っています。ただ、梓澤さんは一つ誤解しています。文学の領域に法が介入するときの法に携わる人の立場の力を考えてほしい。強制力を持つわけです。我々は、それを持っていない。そこをよく見て欲しい。それは、あなたの分類からすると、人民の、庶民の、我々の権利です。そこに、法という、極端に言えば強制力や金の問題、場合によっては発禁や差し止めなどが出てくるということなのです。それは、あなたの法律者としての傲慢性です。そこに慣れ親しんでいるからです。せっかくよいことを言ったのに、どこかおかしいところに住んでいるから、特権意識になっています。

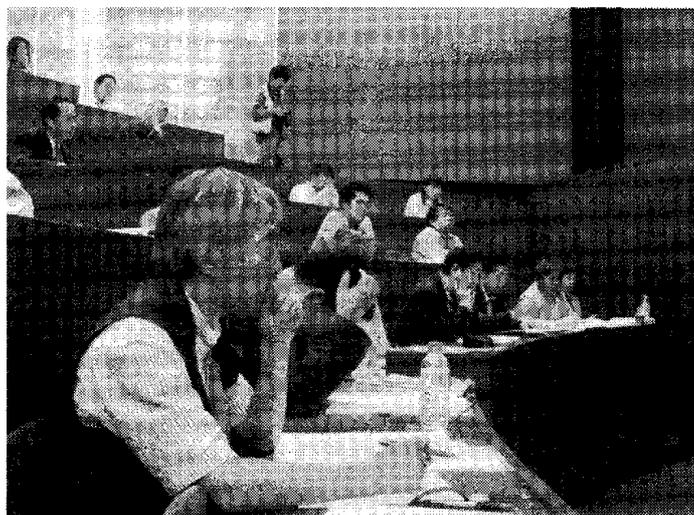
【裁判所では取り上げられない背景的事情】

○小嵐：梓澤さんが、例えば、柳美里の文学みたいなものは、文学的に見てもどうも少し劣っているのではないかと言われた。

○梓澤：そういうふうには、言っていません。

○小嵐：でもそのようなニュアンスで話された。柳美里がもっと立派な作家だったならば、プライバシー侵害を起こさないだろうというニュアンスで喋られ

たような気がしました。柳美里が立派な作家かどうかは僕もよくわかりませんが、柳美里は、柳美里のある意味で存在を賭けて小説を書いています。柳美里は在日の作家ですから、もともと経済的にだけでなく、いろいろな意味で差別されて育ってきているわけです。それで柳美里自身が生きにくくて、どうやって生きていこうかということで例えば登校拒否になったり、そういうことの集積として小説を書き始めたわけです。ですから、柳美里にとっては、人権意識なんかないのです。人権は、いままで剥奪されてきたものと思っているのですから。人権を剥奪されてきた人間がどうやって回復していくか、例えば書くということで回復しようとしているわけです。そのときに、例えば、柳美里の友達が、柳美里が人権を、プライバシーを侵害する相手として、現れた。彼女たちの間では、蜜月があったはずで、すごく仲が良くて、それでお互いにお互いの意味が通じたり、お互いに世界に対して何か自分たちの存在を訴えていこうとした。そこで何か友愛みたいなものがあった時期もあったはずで、そういう前提に立って小説を書いているんです。そういったことを全部抜きにしてしまって、出てきたものがプライバシーの侵害ですとか、このところはこうですとか言われる。また、2人の間にはものすごい葛藤があって、その葛藤は、裁判ばかりでなくてそれ以前からもいろいろなものがあるはずで、裁判では、そういうことを取り逃しているんじゃないかと思うのです。



司会：まだ、裁判所的な解決、さらにもう少し広い意味での法的な解決の問題、社会の調整能力がなくなった段階での裁判所の解決の仕方——この点についてはそもそも社会に調整能力があったのかどうか、そのときの調整が今のよように正義や人権による調整であったのかどうかという問題もありますが——、そういう検討したいことはたくさんありますけれども、ここで会場からの発言を募りたいと思います。

【質疑応答】

○A氏：表現する側と審判する側との対照的なパネルのシンポジウムだったと思いますけれども、ここで足りないのは、先ほどおっしゃられたように、一般市民という大衆の視点ではないか。あるいは意見を述べる機会ではないかと思います。これは、それぞれの権利の主張だと思います。権利は万人が持っている。いまは表現者の権利ということについて云々となっていますが、もちろん、表現者の自由は可能な限り守られなければいけないというのが前提だと思います。それについては、公益性や公共性といった判断の基準はありますが、万人が持っている権利の中で、どの権利が優先されなければいけないかという優先順位があると思います。そういう視点が大事だと思うのです。では、それを誰が判断するのか、誰が決めるのかなのですが、今までは、裁判や法によっていろいろと闘われてきたけれども、これからは、一般の民間人が入って——裁判員制度もこれから導入されるようになりましたけれども——、つまり権利を主張する当事者のほかに、当事者ではない第三者的な立場の一般市民が加わって、そこで社会的な同意を獲得していくという作業が必要ではないかと思います。

○土屋（本学法学科講師）：救済手段に関する問題があると思います。救済手段としての事前差し止めと事後賠償との違いについてあまり議論がなされませんでした。『週刊文春』の事件にしても『石に泳ぐ魚』事件にしても、書かれた側のプライバシーが侵害されているということについては、おそらく多くの

方の異論のないところであり、それが法によって守られるべきものであるということについても、異論のないところだと思います。では、例えば『週刊文春』事件の東京高裁決定では、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるのかどうかという点に関して、それほどものではないと言っていますが、法益侵害があるということまで認めていながら、その救済が事後賠償で十分なのか。そのことが問題なのだと思います。とりわけプライバシーの問題については、例えば離婚歴の問題についても、本来的には、事後賠償では十分には回復できない問題だと思います。しかし、そうすると逆に、だから差し止められるべきだという理屈に乗ってしまうと、差し止められてしまう事件が非常に多くなってしまう可能性もある。この点も問題になると思います。いずれにしても、ここで問題になっている『週刊文春』事件とか『石に泳ぐ魚』事件について、どういう救済が妥当なのかということについて、どなたか発言していただけますか。

○梓澤：『北方ジャーナル』事件の最高裁判決では、政治家については原則的に差し止めは許されない、なぜなら民主主義の担保として言論が非常に重要であるからだ、と言いました。これについて、政治家の家族は政治家とは違うのだからという議論がすぐにパッと出てきたわけです。だから『週刊文春』の記事は差し止められても仕方がないという主張です。だけどそうではなくて、実際に市民が政治家の悪に迫る場合には、必ず周辺からなのです。ですから、金科玉条のように、政治家についての差し止めは許されない、だけど政治家の周辺の差し止めはいいのだという論理をすすめるべきではないと考えます。なぜ最高裁が北方ジャーナル事件では政治家に関する報道・評論は原則として差し止めを許されないという原則を立てたのか、つまり、民主主義の観点から見て差し止めが乱発されないように絞るべきところは絞るのだということが北方ジャーナル事件判例の精神です。その精神から見てこの『週刊文春』の場合にはどうなのかということ、差し止めを許さなかった高裁の決定が言っている。このことを汲み取るべきではないかと私は思います。



○司会：どうもありがとうございました。この問題は、さらにジャーナリズムの問題にまで議論していかないといけない部分も含むような気がします。第1部と第2部が十分に噛み合ったかどうか、「異種格闘技」ができたどうかの問題もあります。また、これから検討しなければいけない論点もたくさん提示されました。先ほど戸波さんがおっしゃいましたけれども、この間の判例や学説の推移を見ていますと、表現の自由を重視しつつも、人間の尊厳や現代社会における人間の存在ということに絡めながら、プライバシーをかなり重視するような論が展開されてきています。十分な論理が組み立てられているかどうかという疑問はありますけれども、プライバシーを重視する判例が出始めている傾向の中で、改めて表現の自由の意義、プライバシーの権利がそもそも持っている意味合い、さらにそれらの権利が衝突する場合にどう調整するか、こういう問題についていっそう綿密な論理を組み立てる必要があります。これらの点は、今日の皆さんの問題提起を受けて、さらに深めていかなければいけないと思っています。

それでは、「表現の自由とプライバシーの保護を問い直す」というシンポジウムを終わりにしたいと思います。長時間、ありがとうございました。

〈注〉

- (1) 『宴のあと』事件・東京地判1964年9月28日下民集15巻9号2317頁。
- (2) 「石に泳ぐ魚」事件・最判2002年9月24日判時1802号60頁。
- (3) 「刑務所の裏」事件（俳人である斎藤慎爾氏が、車谷長吉「刑務所の裏」新潮2004年1月号によって名誉を傷つけられたとして、2004年に東京地裁に提訴した事件）。
- (4) 雑誌『噂の真相』は2004年4月号をもって休刊した。
- (5) 豊田大橋事件・最判2004年6月22日判例集未登載。「週刊文春」2000年4月6日号が豊田大橋について否定的な論評を行ったことについて、設計者である黒川紀章氏が民事訴訟を提起した事件（最高裁は、「週刊文春」側に600万円の損害賠償と謝罪広告を命じる判決を行った）。
- (6) 『週刊文春』田中真紀子長女記事事件・東京高決2004年3月31日判時1865号12頁。
- (7) 『逆転』事件・最判1994年2月28日民集48巻2号149頁。
- (8) 児玉隆也「淋しき越山会の女王」文芸春秋1974年11月号。
- (9) 映画『エロス+虐殺』事件・東京高決1970年4月13日高民集23巻2号172頁。
- (10) 清水一行『捜査一課長』事件・最判1999年2月4日判例集未登載（清水側敗訴）。
- (11) 高橋治『名もなき道を』事件・東京地判1995年5月19日判時1550号49頁（1999年3月に東京高裁で和解が成立）。
- (12) 早稲田大学「江沢民講演」名簿提出事件・最判2003年9月12日民集57巻8号973頁。
- (13) 「個人情報保護に関する法律」（2003年成立）。
- (14) 民法709条は、不法行為に関する一般的規定。
- (15) New York v. Sullivan, 376 U. S. 254 (1964).
- (16) O-157厚生省カイワレ大根事件・大阪高判2004年2月19日。
- (17) テレビ朝日ダイオキシン報道事件・最判2003年10月16日民集57巻9号1075頁。
- (18) 『夕刊和歌山時事』事件・最大判1969年6月25日刑集23巻7号975頁。
- (19) いわゆる「ロス疑惑」報道に関して、三浦和義氏の提訴した487件の民事訴訟のうち、時効分を除き、約80%が三浦氏の勝訴であるといわれる。
- (20) 『北方ジャーナル』事件・最大判1986年6月11日民集40巻4号872頁。
- (21) 立川テント村ビラ配布事件（市民団体「立川自衛隊監視テント村」の構成員が、自衛隊のイラク派遣に反対するビラを配るために防衛庁官舎に不法侵入したとして、2004年1月に逮捕され、3月に起訴された事件〔東京地八王子支判2004年12月16日判タ1177号133頁〕で無罪とされた）。